

里親になるには

① 相談

児童相談所や市役所で相談と申し込みができます。里親について正しく理解し、家族の同意を得て申し込みください。

② 調査・研修

児童相談所の担当職員が家庭を訪問し、生活環境などを調査します。また、里親制度などに関する登録前研修を受講します。

③ 審査・登録

児童福祉審議会などでの審議を経て里親として認定され、里親名簿に登録されます。

④ 受け入れ

児童相談所が子どものニーズと里親の状況を照らし合わせてマッチングします。双方の受け入れ準備が整った後、里親委託が始まります。

※更新する場合は、養育里親・養子縁組里親は5年、専門里親は2年ごとに更新研修を受講します。



まずは相談

里親について話を聞いてみたい人、興味を持っている人は、気軽に問い合わせください。

田川児童相談所 ☎42-0499
 子育て支援課 ☎85-7132
 子ども相談ホットライン ☎44-0678

「里親」になりませんか。

子どもが健全に成長し、充実した人生を送るためには、「家庭」の中で受ける愛情や培われた経験が必要です。みなさんの周りには、家族からの虐待やネグレクト、貧困などさまざまな事情で「家庭」と離れて暮らす子どもたちがいます。そんな子どもたちが、自分の未来を切り開く糧を得られる温かい場所。それが「里親」です。

里親制度とは

里親制度は、さまざまな事情により家庭で育つことが難しい子どもたちを、温かい愛情と制度に対する正しい理解を持った別の家庭に迎え入れ、良好な環境で養育する制度です。

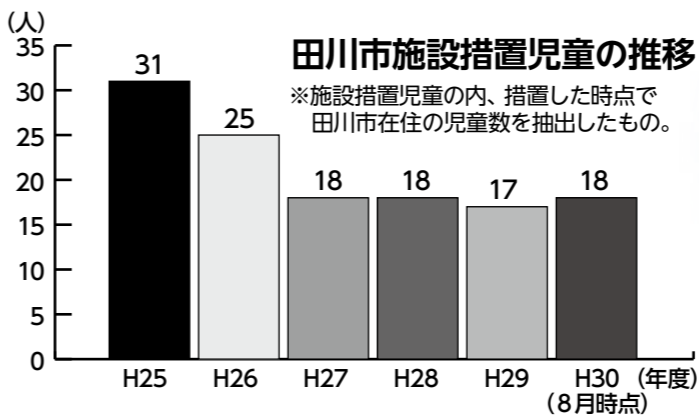
日本では、平成28年現在で6千546人の児童が里親の家庭で暮らしており、里親への委託は年々増加傾向にあります。しかし、施設で生活をしている児童の方が圧倒的に多く、その数は約2万9千人。温かい家庭での生活を必要としている子どもたちは、身近にたくさんいます。本市では平成27年〜平成30年の間、毎年約18人の児

童が保護され、施設での生活を始めています。

里親となった場合は、国が決められている「里親の行う養育に関する最低基準」を守りながら養育することが必要です。迎え入れた子どもへの虐待禁止、秘密の保持はもちろんのこと、児童相談所などの関係機関と十分に連携し、相談しながら臨機応変な対応が求められます。

里親を支える「手当」

里親には、迎え入れた子どもの養育費としてさまざまな手当が支給されます。例えば、生活費や教材・部活動・学習塾などにかかる教育費、入学進学のための支度費、



医療費などです。養育里親の場合は、これらに加えて里親手当が支給されます。手当額は迎え入れる子どもの人数や年齢、就学先などによって異なります。

里親を支える「チームワーク」

子どもを迎え入れたからといって、里親がすべてを背負うことはありません。児童相談所が密に関わりを持ち、一緒に子育てを支援します。里親対象の研修会や講演会などを開催するほか、里親が外出や入院、一時的に休息が必要な場合には、子どもを他の里親や施設に預ける仕組みを設け、里親と子どもの生活をケアします。さらに里親同士が交流する「里

親会」があり、悩みを話し合ったり情報を交換したりすることもできます。



INTERVIEW

大切なことはチームワーク

里親経験者 Tさん夫妻 (市内在住)

児童虐待の報道を見て「何かできれば」と考えたことが、里親を始めたきっかけです。これまで、小学生～高校生の4人を家庭に受け入れました。気遣いや配慮など大変な部分はありますが、きちんと向き合えば、心が通い合うようになります。大切なのは、自身と家族、児童相談所などのチームワーク。問題や悩みがあっても、チームで考え、解決することができます。「こんなこと経験したことなかった」とこぼれる笑顔。小さなことでも、子どもにとっては大きな経験になります。里親での経験がその子の人生のどこかで役立つことを願うばかりです。



児童相談所が支えます

福岡県田川児童相談所
 児童福祉司 吉良 陽一さん

平成30年度に田川児童相談所が関わって施設に入所している児童は、現在で既に150人を超えています。田川児童相談所管内の里親は約20人と人数が限られており、施設に入所している子どもが圧倒的に多いです。田川児童相談所では、里親担当職員を中心に家庭訪問や学校への説明、相談対応、里親会の運営など、さまざまな場面で里親をサポートしています。「子どものために力になりたい」というみなさんの熱意を、児童相談所が全力で支えます。

里親の種類

養育里親

家族と一緒に暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭へ迎え入れて養育する里親です。

専門里親

養育里親委託経験が3年以上の里親のうち、虐待や非行、障害などの理由により専門的な援助が必要な子どもを養育する里親です。

親族里親

実親の死亡、行方不明などにより養育できない場合に、祖父母などが養育する里親です。

養子縁組里親

養子縁組によって子どもの養親になることを希望する里親です。

※子どもを受け入れる期間は、子どもが18歳になるまでですが、長期間だけではなく、数週間～1年以内の短期間など、状況に応じて変わります。